

関経連からの提言 —新内閣／税制改正に望む

本年10月、創立60周年を迎えた関経連。
戦後の混乱の中、いち早く関西経済人が関経連を設立したのは、
関西財界の総意を表明し、わが国経済の発展に寄与したいという強い思いからであった——。
関経連の存在意義とも言える提言活動について振り返るとともに、
直近に発表した2件の意見書について紹介する。



提言活動のために生まれた関経連

戦前からあった「関西に関西財界の意見を結集し、表明する独自の総合経済団体を」との声。しかし、その実現は戦後、“東京財界と違い、あまり政治的な制約を受けずに経済問題を論じられる立場にある関西財界が、独自の意見を発表することが、わが国経済の再建に寄与する”との関西経済人の強い思いから、1946年に関経連が誕生する時まで待たなければならなかった。

関経連設立にかかわった人々の並々ならぬ思いは「今般広く関西一円の経済団体、法人個人を打つて一丸とし、重要財政経済問題に対し周到適切

なる科学的検討を加へ、産業人の自由なる創意と活発なる活動を促進する総合研究機関として本会の設立を発起した次第である」という創立趣旨にも見て取れる。関経連は関西財界の総意を表明する提言活動を行うために生まれたといっても過言ではないのである。

各種の委員会を設置し、時には協働機関の協力も仰ぎながら実態調査を行い、問題を検討・審議して意見書を発表するのが設立当初からの提言活動のスタイル。この基本を守りつつ、関経連は現在もわが国の重要な政治・経済政策課題について経済界としての意見を取りまとめ、政府・関係機関に対し提言・要望活動を積極的に行っている。

時代を映す関経連の提言

創立から2006年10月までに関経連が発表した意見書は820にのぼる。戦後復興期にあたる設立後10年間に発表した意見書は276。その半分は税制に関したものであった。一方、最近10年間の意見書102の内訳は法制や内閣関連のものがそれぞれ17%、税制関連が15.6%、財政金融関連が13%。安定した経済システムの中で多方面への提言をまんべんなく行っていることがうかがえる。このように関経連の提言内容の変遷を通して、時代の変化を見ることができるのである。

生産復興と統制の排除、インフレ抑制、金融の正常化等を提言した戦後復興期。石炭の増産や電気事業再編成に対する意見、米の統制撤廃に関する意見など、意見書のタイトルを見るだけでも時代背景が感じられる。

高度成長期には通貨価値の安定、貯蓄増強などを主張。1960年に発表した「小企業育成会社創設に関する要望」は特に大きな反響を呼び、意見書発表後、東京・大阪・名古屋に中小企業投資育成会社が設立されることとなった。

政治不信が高まった89年以降数年にわたっては東京経済4団体と共同で、政治改革を求める提言をたびたび発表している。また、97年の通貨危機に端を発したアジア経済危機の際には幅広いアセアン支援の要望やアジア通貨安定に資する円の国際化推進も提言している。

21世紀に入ると“知的財産”や“デジタルアーカイブ”など、これまでにはなかった新しいジャンルに関する提言が登場、新しい時代の幕開けを感じさせる。

特徴ある提言活動

先にも述べたように、関経連の提言の特徴は、事務局内や協働機関での調査に基づく独自の意見の明示である。関西社会経済研究所に依頼した調査結果を基に検討を重ね、保険者を地域ブロック単位とする主張などを盛り込み、05年10月に発表した「医療制度改革に関する提言」などは最近における一例である。一方で、長い年月をかけ、

ユニークな手法で実現に近づいていく提言もある。

例えば地方分権。関経連では1955年ごろから地方行政のあり方について積極的な提言活動を行っている。その後、提言内容は時代とともに変化してきたが、一貫して中央集権体制からの脱却をめざし、地方分権の必要性を訴えてきた。

この10年は「実行の10年」と位置付け、関西の自治体に協同して具体的な改革に着手するよう協力を要請。関西分権改革研究会、関西分権推進委員会での検討を経て、今年7月、2府7県4政令市の知事・市長と経済団体のトップで構成する関西分権改革推進協議会を立ち上げるに至った。協議会では、分権改革実現への一歩を踏み出す「関西広域連合」の設置について1年以内を目標に重点的な検討が進められている。最終的な結論はこれからの検討に委ねられるが、自治体と経済団体のトップが一堂に会して具体的な構想を協議するまでに至ったのは長年の提言活動の成果といえる。

また、“提言は政府や関係機関に行うもの”という従来の概念とは違ったスタンスの提言活動にも取り組んでいる。

今年7月に設置した関西企業価値研究会。この研究会では、企業価値向上に向けた新しい企業経営のあり方について幅広い視点から検討がなされているが、その検討結果は関経連の会員企業に対して普及・啓発されることとなっている。

このように、長年にわたるねばり強い提言、会員に向けた啓発、従来の調査型の提言などさまざまな手法を取りながら、今後も関経連はその設立趣旨を忘れることなく、政府・関係機関あるいは会員に向け時宜にかなった提言を続けていく。

次ページからは「安倍新内閣に望む」(06年10月3日発表)、「2007年度税制改正に望む」(9月29日発表)について紹介する。

関経連が新内閣に対する意見書を初めて発表したのは1955年11月の第3次鳩山内閣発足時。一方、初めて税制改正に関する意見書を出したのはその少し前の48年であった。両意見書ともに、以来、関経連が各時代の要請をふまえて提言し続けてきた歴史ある意見書である。

“安倍晋三 新総理に期待！”

～「安倍新内閣に望む」を建議～

9月26日、「美しい国、日本」の実現を掲げる安倍晋三氏が第90代内閣総理大臣に就任した。小泉内閣が約5年半にわたって取り組んだ構造改革を継承・加速する安倍内閣には、国民から大きな期待が寄せられており、今後の政策運営にその手腕が問われることになる。

そこで当会は10月3日に意見書「安倍新内閣に望む」を取りまとめ、安倍総理はじめ全閣僚、中央省庁、政党などに建議した。

中長期的な発展に向けて「国のあるべき姿」の明確化を

現在のわが国経済は、着実な回復軌道にある一方で、中長期的な発展を考えた場合、世界の中での存在感の低下や産業競争力の陰り、格差拡大意識の高まりなど、国力の凋落(ちょうらく)につながる重大な問題を抱えている。

そこで、本意見書では、新内閣の経済成長を重視する姿勢は大いに評価すべきであるが、まずは国民が十分に議論し、共有できるような「国のあるべき姿」を明確化し、発展の礎としていくことを求めている。

そのうえで、政策課題の大きな柱として次の3項目をあげ、総理の強力なリーダーシップ発揮による施策展開を求めている。

日米同盟を基軸にアジア外交を重点的に強化する戦略的外交の展開

国際社会において、強固な日米同盟を基軸としながら、戦略的なアジア外交を展開することで、日本はアジアと欧米の架け橋としての役割を果たさなければならない。それにより多様な自由貿易体制の維持・強化など、国際社会の持続的発展に積極的に貢献し、世界

から信頼され、存在感のある国への道を切り拓いていくことを求める。

新・三位一体改革による公的部門改革の推進

「成長なくして財政再建なし」の理念のもと、2010年代初頭のプライマリーバランス黒字化後にさらなる財政健全化をはかるには、国と地方との税財源の見直しを中心とした三位一体改革にとどまらず、税制・社会保障・地方分権の一体的改革“新・三位一体改革”の推進が不可欠である。負担の担い手である個人と企業も議論の輪に加え、国民が自らの責任を自覚して国を支え努力する「信頼関係」の上で政策運営にあたるべきである。

人材力の強化、産業・地域の競争力強化につながるイノベーションの促進

わが国が繁栄し続けていくためには、安定した経済成長が必須である。成長を支える源泉となる人材力を強化し、産業・地域の競争力を高めるためには、個人・企業・地域それぞれが自己責任に基づく「真の自立」を成し遂げて成長し続けることが必要である。そこで、政府は、個人・企業・地域のイノベーションを喚起し促進する基盤整備に注力すべきである。

現在、わが国は努力やモラルをはじめとする「日本の良さ・強み」を急速に失いつつある深刻な状況にあり、新たな発展を確立するために、一刻の猶予も許されない。

新内閣には、改革の実現に向け、重点的かつスピーディーな施策の展開を強く求める。

〈安倍新内閣に望む具体的な政策〉

あるべき国の姿の
明確化と戦略的
外交の展開

■あるべき国の姿の明示と国民間での共有化

- ①官民一体となった国民的な議論を行なう場の創設による、「国のあるべき姿」の早急な確立。
- ②「国の姿」について国民間の共有化を目指した、積極的な理解促進政策の推進。

■明確な外交・安全保障戦略の策定

- ①外交・安全保障政策に関する官邸機能の抜本的拡充、中長期かつ省庁横断的な観点での外交・安全保障政策立案のための戦略会議の設置。
- ②日本が目指す政策や日本の価値観(平和、正義、進歩、自由)、文化的魅力の海外への発信、理解・共感の獲得。
- ③EPA交渉の加速とともに、アジアの持続的発展の基盤となる人材育成や、知的財産など経済ルールの共通化、債券市場育成、環境・エネルギー問題への対応など、東アジア自由経済圏形成へのイニシアチブの発揮。

将来的に
持続可能な公的
部門への改革

■財政再建と経済成長の両立に向けた税制・社会保障制度の再構築

- ①まずは徹底した無駄の排除と効率化による歳出削減、経済活性化による増収を図ったうえで、消費税率の見直しを含む税制の抜本的改革の断行。
- ②企業の国際競争力の維持・向上に向けた、地方法人課税分の引き下げ、それによる法人実効税率の30%台前半(諸外国並み)への低減。
- ③税制と社会保障をあわせた国民負担の全体像の明示。負担の公平性を確保するとともに、将来にわたって持続可能な制度の構築。

■地域の真の自立と活力向上のための地方分権改革の徹底

- ①自治体破綻制度の整備や地方債発行制度の見直しの実施。さらに、自治体自ら改革に努力する体制の確立。
- ②国と地方の役割分担の明確化と、自治体に対する国の関与を必要最小限とする「新・地方分権一括法」の制定。それによる、6兆円を上回る規模の国から地方への追加的な税源移譲の実現。
- ③地方分権に根ざした真の「道州制」の実現に向け、国と地方の協力による、関西など各地で進む広域行政の取り組み推進。

個人・企業・地域の
イノベーション
喚起

■人材立国の基盤づくりのための教育の再生

- ①基礎学力の向上やモラル・規範意識の涵養に加え、自ら考える力や創造性を高め、さらに歴史や伝統・文化を理解・体験する学校教育への転換。
- ②高い志や使命感、「グローバル・リテラシー(国際的な対話能力)」を有し、国際社会のさまざまな分野で活躍できるリーダーの育成。
- ③「ものづくり力」の維持・向上を図るため、高等専門学校や職業高校、職業訓練校の、より実践的な職業教育機関への再編。また、義務教育の段階から職業教育や就業体験の機会を設けることによる、働くことへの意欲喚起。

■競争・融合によるイノベーションの促進・連鎖

- ①「競争的研究資金」予算を増額し、研究開発成果の段階的評価に基づく予算措置を講じるなど、競争的要素の強化。次世代ロボットなど、府省の枠を超えた融合領域の技術開発における連携を促進する予算措置の強化。
- ②各地域のクラスターへの予算配分について、基礎・応用研究を問わない、競争的評価・重点化の推進。さらに、クラスター間の融合研究支援策の展開。

■地域の特性を引き出し活用する施策の推進

- ①2015年の訪日外国客1500万人を目指した、観光インバウンド促進策の展開。その一環として、地域に点在する観光・文化資源のサーキット化の推進。
- ②産業の国際競争力強化や防災など広域的視点から地域の役割を発揮できる交通・物流基盤の整備。関西圏においては、関西国際空港、阪神港、高速道路などの物流機能強化の推進。
- ③国土形成計画の策定に際し、各地域の官民で構成する連携組織が、広域地方計画協議会の事務局を担当するなど、地域への実質的な策定権限の付与。

“2007年度税制改正に望む” のポイント

企業の国際競争力の強化をはじめ、法人実効税率の引き下げなど、来年度の税制改正に向けた関心が高い。

経済財政委員会(委員長：玉越良介・三菱UFJフィナンシャル・グループ会長、税制部会長：伊藤進一郎・住友電気工業顧問)は、9月29日「2007年度税制改正に望む」を取りまとめ、同日付で財務省・総務省など関係各府省・自治体などに建議した。意見書のポイントは以下のとおり。

基本的な考え方：民間活力の維持・向上

■企業・個人・地域にとって

「活力」ある社会の構築

企業、個人といった経済主体や各地域において、それぞれの有する能力や特色が十二分に発揮されることが必要である。

企業には、技術革新、生産性の向上により、一層の国際協力の強化や真の企業価値を向上させるための取り組みが求められている。グローバルな展開のなかで、価値を生み出そうとする企業の活動を税制はじめ関連法制が、極力阻害しないような政策努力が求められる。

個人にあっては、将来不安を払しょくし、生活に対する安心感を醸成し、消費の活性化をはかることが重要である。

地域については、国の役割の限定や税財源の移管をはじめ、地域の自主的・自立的な取り組みが可能となるような仕組みを確立すべきである。

■「効率的で小さな」政府への努力と

自治体のさらなる行財政改革の推進

社会保障関連給付などの歳出増加は不可避であり、労働力人口の減少から、現役世代の一人当たりの負担額はさらに高まる。企業や個人の「活力」の維持・向上をはかるため、「効率的で小さな」政府をめざすべきである。

地方自治体には分権改革の主役として一層の信頼と支持を得られるよう、行財政改革の推進と情報公開の

徹底が求められる。

来年度税制改正の主要課題への意見

(1) 国際的なイコール・フットイング 確保のために

■減価償却制度の見直し

多くの主要国が減価償却可能限度額を100%としているなか、現行の日本の制度は95%までしか認めていない。国際的なイコール・フットイングを確保する観点から、100%に引き上げ、国際競争力の維持・強化に資するよう、先端商品については法定耐用年数の短縮と区分の簡素化を検討すべきである。

〈減価償却制度の国際比較〉

	日本	米国	英国	韓国
償却可能限度額 ()内は残存簿価	95% (5%)	100% (0)	100% (なし)	100% (1ウォン)
法定耐用年数 例1) 自動車 製造用プレス	10年	6.4年	8年	7.7年
例2) 液晶パネル 製造設備	10年	4.6年	8年	4年
法定耐用年数の 区分数	設備の種類毎 に388区分	耐用年数毎に 3区分	償却率で 規定	耐用年数毎に 4区分

(出所：経済産業省資料などから作成)

■法人実効税率の引き下げ

わが国企業の国際競争力を維持するとともに、国内投資が海外投資に比べ魅力を失わないようにするためには、法人所得課税を見直す必要がある。

〈法人実効税率(表面税率)の国際比較〉 (%)

	国税	地方税	合計
日本	27.9	12.8	40.69
米国(加州)	31.9	8.8	40.75
英国	30.0	0.0	30.00
ドイツ	21.5	18.4	39.90
韓国	25.0	2.5	27.50
中国	30.0	3.0	33.00

(出所：経済産業省)

■国際課税制度の整備

外国税額控除は、国際的なイコール・フットイングの視点から見直していく必要がある。控除限度額の拡大、控除限度余裕額および控除限度超過額の繰越期間(現行3年)の延長など適用要件を緩和すべきである。

また、03年に締結された日米租税条約並みの条約を東アジア諸国とも早期に締結すべきである。

(2) 税制上の関西・地方の課題に対する主張

■法人二税(法人住民税・法人事業税)の超過課税の速やかな廃止

住民の意見を十分に反映し、自立的な地域活性化をはかるためには、個人所得課税や消費課税の役割を拡大すべきである。法人住民税および法人事業税は、抜本的な税制改革の実施を目的に、廃止も含め思い切った見直しを検討すべきである。

特に、大阪府の法人府民税の均等割の超過課税、および同税の法人税割分(標準税率5%に対し、45都道府県で5.8%、大阪府のみ6%)は府域内への企業誘致を妨げる懸念を有している。法人府民税の均等割は期限となっている07年3月31日をもって、法人税割分と法人事業税についても08年10月31日をもって超過課税を廃止すべきである。

■資産課税・都市再生事業推進のための税制優遇の延長

04年度税制改正で導入された条例限度制度により、自治体の判断で固定資産税の負担水準の上限を60%か

〈商業地等の固定資産税府県別負担水準〉(平成17年度)

1位	大阪府	69.3%
2位	奈良県	67.1
3位	神奈川県	67.0
4位	兵庫県	66.5
(参考)		
	東京都	65.0
	愛知県	64.9
	京都府	65.1
	全国の負担水準(平均)	60.4

(出所：国土交通省)

ら70%の範囲内で設定できることになった。大阪府域内は69.3%(05年度)と全国で最も高い水準にある。大阪市はじめ府内の市町村においては、徹底した歳出の効率化によって財源を捻出し、負担水準を60%まで引き下げるべきである。

一方、都市再生特別措置法で、民間の活力を生かし都市の魅力を向上させることは、地域活性化の重要な要素である。今後とも税制特例を活用できるよう、07年3月末となっている申請期限を延長すべきである。

(3) その他

■所得税制

上場株式の譲渡所得および配当課税については現在税率が10%に軽減されているが、「貯蓄から投資へ」の流れを定着させるために期間延長の特例措置をすべきである。

また、少子高齢社会の進展に対応して、社会保障制度の抜本的な見直しとともに、民間の年金・生命保険・損害保険の税制優遇措置の拡充をすべきである。さらにバリアフリーを目的とした住宅リフォームに関しても、自己資金の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

■少子化対策税制

企業が社員に対して実施する先進的取り組みに一定の優遇措置を創設すべきである。個人においても育児にかかる「子育て費用」を税制面でサポートする税額控除や、小学校から中学校までの「就学費用」についての控除制度をそれぞれ創設すべきである。

■リース取引関連税制における適切な措置の実施

本年7月に企業会計基準委員会から公表された「リース取引に関する会計基準(試案)」では、賃貸借処理を廃止し、原則として売買処理に準じた方法が示されている。今後の会計基準の見直しをふまえ、企業の国際競争力を低減することのないよう適切な税制上の措置を講じるべきである。